「全国旅館政治連盟　5,000,000　千代田区
倉庫物流研究会　4,000,000　江東区　を
道路運送経営研究会　5,000,000　新宿区
「全国旅館政治連盟　5,000,000　千代田区　」に改める。
道路運送経営研究会　5,000,000　新宿区
［資金管理団体］の部フォーラム共生社会21のうち1中
「収入総額　7,379,368　を
本年収入額　7,379,368」
「収入総額　8,451,868　に改め、
本年収入額　8,451,868」
同部フォーラム共生社会21のうち2中
「支出総額　7,379,368」を
「支出総額　8,451,868」に改め、
同部フォーラム共生社会21のうち3中
「　政治団体分　7,310,621」を
「　政治団体分　7,310,621
借入金　1,072,500　に改め、
民主党京都府参議院選挙区第2総支部
同部フォーラム共生社会21のうち4中
「経常経費　5,603,419」を
「経常経費　6,675,919」に、
「事務所費　537,096」を
「事務所費　1,609,596」に改め、
同部フォーラム共生社会21のうち6中
「((借入金)　5,000,000　を
(有)リアルスペース京都
「((借入金)　5,000,000　に改める。
(有)リアルスペース京都
民主党京都府参議院選挙区第2総支部　1,176,808

○総務省告示第五百七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、財団法人国民政治協会、フォーラム共生社会21、松籟維新聯合総本部、政治結社松籟會及び大日本國心塾から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

［政治資金団体］の部財団法人国民政治協会のうち3中
「団体分　3,085,744,100　を
政治団体分　455,004,315」
「団体分　3,089,744,100　に改め、
政治団体分　451,004,315」
同部財団法人国民政治協会のうち5中
「わかもと製薬㈱　580,000　都・中央区　」を
「わかもと製薬㈱　580,000　都・中央区　」に、
倉庫物流研究会　4,000,000　江東区　を
「全国旅館政治連盟　5,000,000　千代田区　」に改める。
道路運送経営研究会　5,000,000　新宿区
［資金管理団体］の部フォーラム共生社会21のうち1中
「収入総額　8,763,307　を
本年収入額　8,763,307」
「収入総額　8,845,807　に改め、
本年収入額　8,845,807」
同部フォーラム共生社会21のうち2中
「支出総額　8,763,307」を
「支出総額　8,845,807」に改め、
同部フォーラム共生社会21のうち3中
「　政治団体分　6,891,884」を
借入金　82,500　に改め、
民主党京都府参議院選挙区第2総支部
同部フォーラム共生社会21のうち4中
「経常経費　7,140,323」を
「経常経費　7,222,823」に、
「事務所費　1,353,447」を
「事務所費　1,435,947」に改め、
同部フォーラム共生社会21のうち6中
「((借入金)　5,000,000　を
(有)リアルスペース京都
「((借入金)　5,000,000　に改める。
民主党京都府参議院選挙区第2総支部　1,259,308
［その他の政治団体］の部松籟維新聯合総本部のうち2中
「支出総額　678,471」を
「支出総額　715,864」に改め、
同部松籟維新聯合総本部のうち4中
「経常経費　222,871　を
光熱水費　26,457」
「経常経費　260,264　に、
光熱水費　0」
「事務所費　187,560」を
「事務所費　251,410」に改め、
同部政治結社松籟會のうち4中
「光熱水費　26,452
備品・消耗品費　70,598　を
事務所費　247,560」
「光熱水費　18,566
備品・消耗品費　43,092　に改め、
事務所費　282,952」
同部大日本國心塾のうち1中
「収入総額　299,783　を
本年収入額　299,783」
「収入総額　2,231,641　に改め、
本年収入額　2,231,641」
同部大日本國心塾のうち2中
「支出総額　299,783」を
「支出総額　2,231,641」に改め、
同部大日本國心塾のうち3中
「寄附　299,783　を
個人分　299,783」
「個人の党費・会費　2,065,000
(12人)　に改め、
借入金　166,641
吉田　有里　166,641」
同部大日本國心塾のうち4中
「経常経費　299,783　を
備品・消耗品費　34,746
事務所費　265,037」
「経常経費　1,178,659
備品・消耗品費　597,397
事務所費　581,262
政治活動費　1,052,982
組織活動費　355,022　に改める。
機関紙誌の発行　181,960
その他の事業費
宣伝事業費　181,960
調査研究費　516,000」
同部大日本國心塾のうち5中
「5　寄附の内訳
(個人分)
を削る。
吉田　有里　299,783　多治見市」

○総務省告示第五百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、民主党参議院比例区第58総支部、民主党参議院比例区第45総支部、財団法人国民政治協会、くしぶち万里同風の会、藤田のりひこ後援会、渕上貞雄後援会、陸侃会、誠心会（小原　貞裕）及び全日本分権自治フォーラムから訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

［政党］の部民主党参議院比例区第45総支部のうち2中
「支出総額　10,242,241」を
「支出総額　10,309,228」に改め、
同部民主党参議院比例区第45総支部のうち4中
「経常経費　4,836,664　を
人件費　1,493,675」
「経常経費　4,903,651　に、
人件費　1,470,992」
「事務所費　2,641,945」を
「事務所費　2,731,615」に改め、
同部民主党参議院比例区第58総支部のうち2中
「支出総額　14,280,080」を
「支出総額　14,224,955」に改め、
同部民主党参議院比例区第58総支部のうち4中
「政治活動費
組織活動費　7,710,212　を
「政治活動費　3,501,917」
「政治活動費　7,655,087
組織活動費　3,446,792」に改める。